(3)、以上の全体の如何を問わず低賃金労働者の立場にある大衆直接の積極を離れて闘争の共同を迎え入れる者あれば左翼中間派独立諸団体の大衆を含めて地域協議会或は共同闘争委員会を組織しそのために自然発生的ストライキ応援、産業別或は地域的闘争の協動、上にの運動の支持、全国的闘争の重複地域に於ける具体的協動その他累積する積極組織活動の自由獲得闘争の協動者及の態様を拡げて組織しなければならぬ。同時に現在組織されたる地域協議会共同闘争委員会等をも支持し強力にしなければならぬ、

(4)、更に大阪地方全協をの現在地方組合協なかる地域協議会闘争共同委員会等の闘争は長期に亘って闘争的の組合全協なかる地域協議会闘争共同委員会等の闘争の長期に亘って闘争的組合協に発展せしめることが出来る。

(5)、更に以上の努力をかって同時に全大衆の要求を把って闘争の協動を進出することを所在組合同盟の指導する低銀値上及び解雇反対の闘争の協動を打ちかかる全国的闘争の組合に於ける地域に於て大衆自身の協動闘争を組ることが必要である。

(6)、かくて地域協議会は共同闘争委員会によって之等に於ける大衆直接の及び傘下の協動闘争組織が益々組織され隣団とその指導に応じて全国組合全協は大衆の要求を掲げて全国全協の提唱全協的闘争全国的共同闘争の低闘争の上からの共同組織は更に大衆の共同闘争を提唱し下と上との共同組織は六大工場的提唱の関係に於て組織されたる闘争のための全国労働組合全協の組織を提唱し確保せんとする。

かかる共同闘争の低開従って地域的或は全国的共同闘争委員会一定の組織の指導に応じていわば共同闘争—組織の共同を回避し妨害する幹部、社民党同盟組織を排除する幹部者の暴露が真実に大衆に受け入れられるに従って小闘争的或は反動的幹部を大衆から孤立せしめることができる。

財團法人 協調會